

2020年度  
東京大学大学院情報理工学系研究科  
博士課程学生特別リサーチ・アシスタント（I S T-R A）  
募集要項

本制度は、東京大学大学院情報理工学系研究科（以下「本研究科」という。）における学術研究に、優れた博士課程学生を参画させ、学術研究の効果的推進、研究体制の充実及び、若手研究者として博士課程学生の育成を図ることを目的とする。

## 1. 申請資格

次のいずれかに該当する者。（ただし、9月入学予定者又は10月入学の在学者については、「2020年4月1日」を「2019年9月20日」に読み替えること。）

- ① 申請時において本研究科博士後期課程に在籍し2020年4月1日以降も引き続き在学する予定の者
- ② 2020年4月1日に本研究科博士後期課程に入学を予定・志願する者。

ただし、2020年4月1日において、休学している者、標準修業年限を超えて在学（休学期間を除く）することとなる者、及び7. に掲げられた除外対象となる他の奨学金等に該当する者を除く。職に就き給与を受けたまま本研究科に在籍する社会人学生については、対象外とする。

## 2. I S T-R A採用予定数・支給月額

採用予定数： 若干名（予算の範囲内で採用可能な数）

支給月額： 特に優秀な者 A+ タイプ採用者 120,000円

優秀な者 A タイプ採用者 60,000円

## 3. 選考方法

申請書類（申請書、指導教員の評価書）及び成績情報に基づいて、選考委員会が選考を行う。必要に応じ面接を行うことがある。

## 4. 支給期間

4月入学者（予定含む）については2020年4月から2021年3月まで。ただし、東京大学大学院学則第2条第5項に定められた標準修業年限を超えることはできない。

9月入学予定者又は10月入学の在学者については、支給期間は2019年10月から2020年9月まで。ただし、東京大学大学院学則第2条第5項に定められた標準修業年限を超えることはできない。

## 5. 申請手続

(1) 申請方法

- ① 申請は当該専攻事務室窓口に、直接提出するか、又は郵送により行うこと。
- ② 郵送により申請する場合は、(2)の「申請書類等」を一括して角型2号の封筒（A4判が入る大きさ）に入れ、「書留郵便」にて送付すること。封筒の表には、「情報理工学系研究科博士課程学生特別RA制度申請書在中」と朱書きすること。
- ③ 受付期間 2019年5月27日(月)から2019年6月14日(金)16:00まで  
(ただし、専攻事務室が閉室されている期間を除く)。  
郵送の場合も、2019年6月14日(金)必着とする。

## (2) 申請書類等

- ① 申請書（様式1）  
本研究科所定の様式に所要事項を記入したもの。正1部。
- ② 2020年4月時点の指導教員予定者の評価書（様式2）  
本研究科所定の様式に2020年4月時点の指導教員予定者が記載し、正1部を厳封したもの。封筒は角型2号の封筒（A4判が入る大きさ）を使い、封筒の表に、指導教員名と申請者名を表記すること。  
(注) 9月入学予定者又は10月入学の在学者については、2019年9月時点の指導教員予定者が評価書を記載すること。
- ③ 成績証明書 大学の学部・修士・博士における成績証明書。正1部。
- ④ 封筒 選考結果送付用として使用するので、角型2号の封筒（A4判が入る大きさ）に申請者本人のあて名を記入し、120円分の切手を貼ること。

## 6. 選考結果発表及び採用手続き

- (1) 選考結果は、2019年7月下旬に、本人あてに通知する。
- (2) 採用者には、採用通知とともに手続要領を送付するので、所定の期間内に必要な採用手続（銀行口座届け等、手続書類の提出）を行うこと。所定の期間内に採用手続を行わない場合は、採用を辞退したものと取り扱う。

## 7. 他の奨学金等との併用の取扱い

- (1) IST-RAの支給開始時に、次に掲げた内の一つ又は複数に該当する者は、IST-RAの支給対象としない。
  - ① 文部科学省国費外国人留学生、
  - ② 外国政府派遣留学生（中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」による留学生を含む。）、
  - ③ 日本学術振興会特別研究員、
  - ④ 東京大学外国人留学生特別奨学制度（東京大学フェローシップ）受給者、
  - ⑤ 博士課程教育リーディングプログラム・卓越大学院による奨励金受給者、
  - ⑥ その他、月額12万円を超える返還義務のない各種奨学金の受給者ただし、申請時に上記に該当していても、支給期間開始月以前にその受給が終了する場合は、本制度に申請することは可能である。その場合は、申請書にその旨明記し、支給期間最初の月に

実際の状況を報告すること。

- (2) 以下の奨学金等については、併用しても構わない。ただし、各制度における取り決めにより、併用不可と規定されている場合を除く。
- ① 日本学生支援機構奨学金の貸与を受ける者、
  - ② 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費の受給者、
  - ③ 本学の技術補佐員又は事務補佐員として雇用される者、
  - ④ 東京大学リサーチ・アシスタント実施要領に基づくリサーチ・アシスタント（RA）として委嘱される者、
  - ⑤ 東京大学大学院学則第39条第1項に基づき授業料の全額又は半額を免除される者、
  - ⑥ その他、月額12万円以下の返還義務のない各種奨学金の受給者及び各種貸与奨学金の受給者

申請に当たり、予め各制度の取り決めを確認すること。特に、公益法人の奨学金等については条件を予め確認すること。なお、リサーチ・アシスタント（RA）については、IST-RAとの合計額が、月額20万円を超えることはできない。超える場合はIST-RAを減額する。

## 8. IST-RA受給者の義務

- (1) IST-RAの受給者となった者は、2020年春に募集される2021年度採用分の日本学術振興会特別研究員に必ず申請しなければならない。ただし、2020年4月から2021年3月（10月入学者の場合は2019年9月から2020年9月）の間に、博士後期課程を修了予定の者を除く。なお、申請を怠った場合には、その時点で本制度の採用を取り消し、給与の返還を求めることがある。また、今後の本制度の募集への申請資格を失うこととなるので、十分注意すること。
- (2) 本制度の受給者は、毎月、所定の様式により、研究経過及び他の奨学金等の受給状況に係る報告書を提出しなければならない。なお、他の奨学金やRA等の受給が確定したため、本制度を辞退する必要が生じた場合には、必ず所属専攻事務室に報告書と共に早急に届け出ること。

## 9. 注意事項

- (1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は、受理しない。
- (2) 採用者は、本研究科博士課程学生特別リサーチ・アシスタント（IST-RA）制度実施要項に規定された事項を遵守しなければならない。
- (3) 申請書における記載内容について虚偽の記載をした場合は、採用後でも遡って採用を取り消し、給与の返還を求めることがある。
- (4) 4月又は9月に入学予定の申請者で、選考の結果、採用された場合でも、2020年度本研究科入試に合格の上、入学手続きを行わなかった場合には、採用は取り消される。
- (5) 本要項は現時点での学事暦に基づいて作成している。今後、学事暦の変更が行われた場合には、新しい学事暦に従って、支給期間等を定める。